

国立研究開発法人土木研究所における公的研究費運営・管理規程

(平成27年 3月30日規程第39号)

(平成27年 4月 1日規程第62号)

(平成29年 3月29日規程第10号)

(令和 3年 3月25日規程第 6号)

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費の運営・管理に関して必要な事項を定め、もって、公的研究費の運営・管理を確保することを目的とする。

(対象となる研究費)

第2条 この規程における公的研究費とは、各府省、独立行政法人、地方公共団体等から配分される競争的研究資金等であって、研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）において競争的資金等として定義されている文部科学省から配分される競争的資金、文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金その他の公募型の研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第5条に規定する管理責任者が公的研究費の運営・管理を適切に行うことができるよう、公的研究費の運営・管理に係る不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、国立研究開発法人土木研究所における役員の事務分掌等に関する規程（平成27年規程第18号）第4条に規定する理事をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 国立研究開発法人土木研究所組織規程（平成18年規程第12号。以下「組織規程」という。）第6条に規定する総務部及び企画部、同規程第9条に規定する技術推進本部及び研究グループ並びに同規程第19条に規定する管理部、技術開発調整監、研究グループ及

び特別研究監（以下「部等」という。）における公的研究費の運営・管理について責任を負う者として、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、組織規程 19 条に規定する特別研究監、同規程 58 条に規定する総括研究監並びに同規程第 84 条に規定する部長、技術推進本部長、技術開発調整監及び研究グループ長をもって充てる。

（副管理責任者）

第 6 条 管理責任者を補佐する者として、副管理責任者を置く。

- 2 副管理責任者は、組織規程第 84 条に規定する課長、室長及び上席研究員をもって充てる。

（職名の公開）

第 7 条 前 4 条に規定する最高管理責任者、統括管理責任者、管理責任者及び副管理責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

（行動規範）

第 8 条 最高管理責任者は、国立研究開発法人土木研究所職員就業規則（平成 18 年規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する職員及び同条第 2 項に規定する非常勤職員（公的研究費を申請する者及び執行する者並びに公的研究費の運営・管理に関わる者に限る。）並びに国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所職員就業規則（平成 18 年独土研寒管第 16 号）第 2 条第 1 項に規定する職員及び同条第 2 項に規定する非常勤職員（公的研究費を申請する者及び執行する者並びに公的研究費の運営・管理に関わる者に限る。）（以下「職員等」という。）の行動規範を策定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、職員等に対して、不正行為の防止について意識向上を図るため、研修会の開催その他必要な措置を講じるものとする。

（誓約書の提出）

第 9 条 職員等は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式による誓約書を理事長に提出しなければならない。

- 一 研究所の諸規則を遵守すること
- 二 公的研究費の運営・管理に関し不正（以下「不正行為」という。）を行わないこと
- 三 研究所の諸規則に違反して公的研究費の運営・管理に関し不正を行った場合は、土木研究所及び公的研究費の配分機関の処分及び法的責任を負担すること

（公的研究費運営・管理不正防止計画）

第 10 条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、基本方針に基づき、不正を発生させる要因に対応する公的研究費運営・管理不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定するものとする。

- 2 管理責任者は不正防止計画に基づき、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。
 - 一 自らが属する部等における不正防止計画に係る実施状況を統括管理責任者に報告すること
 - 二 自らが属する部等における不正防止計画に基づく講習会等の受講状況の管理監督を行うこと
 - 三 自らが属する部等における公的研究費の運営・管理について監督し、必要に応じ、職員等に改善を指導すること
- 3 統括管理責任者は、毎年度、不正防止計画の実施状況をとりまとめ、最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて、管理責任者に対して改善を指導するものとする。
- 4 研究所に不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を置く。
- 5 不正防止計画推進部署は、公的研究費に係る事務処理手続きに関するマニュアルを作成し、その内容について、全ての職員等に周知を図るものとする。

（経理事務の準拠規則）

第11条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取り扱いは、別に定める場合のほか、国立研究開発法人土木研究所会計規程（平成18年規程第16号）及び同規程に基づく要領等の規定に準じて取り扱うものとする。

（相談受付窓口）

- 第12条 研究所における公的研究費の使用に関するルール等について、研究所内外からの相談受付窓口を総務部、企画部、つくば中央研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター及び先端材料資源研究センターにおいては、会計課及び研究企画課に、寒地土木研究所においては企画室及び経理課に置く。
- 2 相談受付窓口の場所、連絡先、受付方法等について、研究所のホームページ等を通じて研究所内外に周知を図るものとする。

（通報窓口）

- 第13条 研究所における不正行為に関する通報を受け付ける窓口は、国立研究開発法人土木研究所内部通報等に関する規程（平成18年規程第20号。以下「内部通報等規程」という。）第3条第1項に規定する通報窓口とする。
- 2 前項に規定する通報窓口及び通報の方法等について、ホームページ等を通じて研究所内外に周知するものとする。
 - 3 内部通報等規程第3条第1項に規定する受付管理者は、不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者へ報告し、最高管理責任者は、通報を受け付けた日から30日以内に、当該通報の内容の合理性を確認し、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を当該公的研究費の配分機関に報告するものとする。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

- 4 最高管理責任者は、前項の通報を受けた場合その他の場合であつて、必要と認める場合は、次条に規定する公的研究費調査委員会を招集し、不正行為に関する調査を行うものとする。
- 5 第1項の通報があつた後の対応等については、内部通報等規程を準用する。

(調査委員会)

- 第14条 不正行為に関して調査を行う機関として、研究所に公的研究費調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を置く。
- 2 調査委員会の調査結果については、配分機関に報告する。
 - 3 調査委員会の構成その他必要な事項は、別に定める。

(モニタリング及び監査体制)

- 第15条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運用・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。
- 2 内部監査は、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。
 - 一 会計書類の形式的要件等の財務情報に関するチェックのほか、公的研究費の運営・管理体制の不備について検証を行うこと。
 - 二 不正を発生させる要因に応じた内部監査を実施すること。
 - 三 監事、会計監査人及び不正防止計画推進部署との連携を強化すること
 - 3 内部監査について必要な事項は別に定める。

(雑則)

- 第16条 この規程に定めるもののほか公的研究費の運営・管理に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第62号）

(経過措置)

- 第1条 第9条の規程は、この規程の施行の際現に研究所の職員等である者については、「研究所に採用後」を「本規程の施行後」と読み替えて適用する。
- 第2条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規程第10号）

(経過措置)

- 第1条 平成29年規程第9号による改正後の国立研究開発法人土木研究所人事規程（平成1

8年4月1日付規程第3号) 第6条第1項に基づき提出された誓約書は、本規程第9条に基づく誓約書とみなす。

第2条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日規程第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

誓約書

国立研究開発法人 土木研究所 理事長 殿

私は、国立研究開発法人土木研究所における公的研究費運営・管理規程（平成27年規程第39号）第9条の規定に基づき、下記事項を遵守履行することを誓約いたします。

記

1. 貴所の諸規則を遵守すること
2. 公的研究費の運営・管理に関し、不正を行わないこと
3. 貴所の諸規則に違反して公的研究費の運営・管理に関し不正を行った場合は、貴所及び公的研究費の配分機関の処分及び法的責任を負担すること

年 月 日

氏 名